

## 長浜市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、地震による住宅の倒壊から市民の生命及び身体を守るため、居住者の生命及び身体の安全を守る機能を有する箱型ベッド型等の構造物（以下「耐震シェルター等」という。）を対象の住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (2) 構造評点 財団法人日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定める一般診断法に基づく上部構造評点及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく上部構造耐力の評点をいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する個人が居住の用に供する木造の住宅（以下「個人木造住宅」という。）の所有者
- (2) 国、県又は市の他の制度による木造住宅の耐震にかかる補助金等の交付を受けていない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 交付決定を受けた日の属する年度内に補助事業を完了する見込みがある者

### (補助対象となる住宅)

**第4条** 補助対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、昭和56年5月31日以前に着工され、交付申請の日以前に完成している個人木造住宅で、耐震診断により構造評点が0.7未満と診断されたものとする。ただし、長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第237号）に基づく補助金の交付を受けていないものに限る。

### (補助対象経費)

**第5条** 補助対象経費は、補助対象住宅内に設置する耐震シェルター等の本体の購入及びその設置に要する経費とする。

### (補助金額)

**第6条** 補助金額は、補助対象住宅1戸当たり前条の補助対象経費に相当する額以内とし、20万円を限度とする。

### (交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 見積書等の写し
- (3) 耐震シェルター等の強度についての公的機関（財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等）が作成する書類又は実大構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類

### (補助事業実績報告)

**第8条** 申請者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、市長に実績報告書を提出しなければならないものとし、規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 写真（耐震シェルター等設置の施工前、施工中及び施工後のもの）
- (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 附 則**  
(施行期日)  
1 この要綱は、平成28年9月28日から施行する。  
(告示の失効)  
2 この要綱は、滋賀県個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱（平成22年6月18日制定）が廃止された日限り、その効力を失う。  
**附 則**（平成31年4月1日告示第161号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**別記様式**（第7条関係）  
長浜市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書

年　月　日

長浜市長　　あて

申請者 住所

氏名

印

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、長浜市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金　　円を交付されるよう、長浜市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 個人木造住宅の所在地

2 個人木造住宅の建築年

3 個人木造住宅の診断評点

4 補助対象経費

5 補助事業の完了予定日　　年　月　日

6 関係書類

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 見積書等の写し
- (3) 耐震シェルター等の強度についての公的機関（財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等）が作成する書類又は実大構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類